

参加希望者 様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 揖斐川・長良川総合管理所外空調設備点検等業務 |
| 2 業 務 場 所 | 三重県桑名市長島町十日外面136
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 外2箇所 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」及び営業品目「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」の認定を受けていること、かつ、三重県に本店、支店又は営業所が所在すること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 見 積 書 提出期限 | 令和8年10月5日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp |
| 5) 質 問 書 提出期限 | 令和8年9月25日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 6) 見 積 回 数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年10月6日 12:00 までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |
| 4) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。 | |

揖斐川・長良川総合管理所外空調設備点検等業務
仕 様 書

令和8年8月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、「揖斐川・長良川総合管理所外空調設備点検等業務」(以下「本業務」という。)に適用する。

第2節 業務概要

1. 目的

本業務は、揖斐川・長良川総合管理所、防災資料館及び長良導水管理所に設置してある空調設備の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るために点検等を行うものである。

2. 業務場所

業務場所は次のとおりとする。

(1) 三重県桑名市長島町十日外面136

独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所

(2) 三重県桑名市長島町十日外面139

防災資料館アクアプラザながら

(3) 三重県桑名市長島町西外面1026

独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 長良導水管理所

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

4. 対象設備及び業務数量

別紙「数量表」のとおりとする。

第3節 業務内容

1. 本業務の業務内容は次のとおりとする。

(1) 各機器の外観状況の点検

(2) 各機器の動作機能の点検

(3) フロンガスの漏れ等点検

(4) 消耗品の状況確認と報告

(5) 部品の状況確認と報告

(6) 各機器の指定箇所への注油及びクリーニング

(7) 調整ずれ箇所の補正

(8) 清掃

(9) 軽微な調整等

(10) 報告書等の作成

2. 概算見積書等の提出

点検の結果、不具合箇所及び不良部品を発見した場合は、機能回復に要する費用の概算見積書、不具合箇所及び不良部品の写真、点検整備項目、部品名及び規格等を詳細に記した報告書を作成し、速やかに機構に提出しなければならない。

第4節 支給材料

設備の運転操作に必要な電力及び水は無償支給するものとする。

第5節 機器等

本業務に必要な機器等は、受注者において準備するものとする。

第6節 試運転

点検後は試運転を行い、正常に動作することを確認するものとする。

第7節 後片付け

受注者は、業務の全部または一部の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸および各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場および業務に係わる部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするものとする。

第8節 安全等の確保

1. 受注者は、常に業務の安全に留意し現場管理を行い事故の防止を図らなければならない。
2. 本業務にあたっては、既設設備、構造物及び備品等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。
3. 損傷を与えた場合は、ただちに機構に報告するとともに、受注者の責において現状に復さなければならない。

第9節 事故報告等

受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに機構に通報するものとする。

第10節 報告書等の提出

1. 受注者は、本業務が完了したときは、速やかに次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 完了届
 - (2) 業務報告書(各設備の点検内容及び結果が詳細にわかるデータシート及び履行状況写真等を含む)
 - (3) 冷媒漏えい点検・整備記録簿
 - (4) 不具合箇所に対する詳細な改善策提案書(業務報告書に改善策を詳細に記載する場合は省略可。ただし、第3節第2項により提出する見積書の内容と齟齬がないようにすること)
 - (5) 上記改善策に伴う発生費用の見積書(第3節第2項で提出する見積書と内容が同じ場合は省略可)
2. 提出する報告書等は、紙を各1部提出するものとする。

第11節 契約変更

機構は第3節第2項の概算見積書の提出を受けた場合は、内容について確認し、必要と認めた場合は追加修理を依頼するものとする。なお、追加した修理及び部品については、変更契約の対象とする。

第12節 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」等本業務に関連する関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

第13節 その他

本仕様書に疑義が生じた場合には、機構と協議のうえ決定するものとする。

数 量 表

【点検対象設備】

設 置 場 所	点 検 設 備 名	単 位	数 量	点 検 回 数	摘 要
揖斐川・長良川総合管理所	空調設備				
	室外機	台	18	1回	
	室内機	台	27	1回	
	送風機	台	5	1回	
	排風機	台	6	1回	
	全熱交換機	台	22	1回	
防災資料館 (アクアプラザながら)	空調設備				
	室外機	台	6	1回	
	室内機	台	9	1回	
	排風機	台	2	1回	
	全熱交換機	台	4	1回	
長良導水管理所	空調設備				
	室外機	台	6	1回	
	室内機	台	11	1回	

【修繕対象設備】

設置場所	点 検 設 備 名	交 換 部 品	規 格	単 位	数 量	摘 要
揖斐川・長良川総合管理所 1階発電機室	排風機 (FE-2)	Vベルト	A-80	本	2	
防災資料館 (アクアプラザながら) 3階室外機置場	室外機 (PAC-1A,1B)	ファンモーター		個	4	

令和8年9月18日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務 見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っています。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	揖斐川・長良川総合管理所外空調設備点検等業務	
業務場所	三重県桑名市長島町十日外面136 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 外2箇所	
履行期間	契約締結の翌日から令和9年3月31日まで	
見積参加要件	機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」及び営業品目「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」の認定を受けていること、かつ、三重県に本店、支店又は営業所が所在すること。	
主な発注内容	本業務は、揖斐川・長良川総合管理所、防災資料館及び長良導水管理所に設置してある空調設備の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るために点検等を行うものである。	
見積書提出期限	令和8年10月5日	12:00
質問書提出期限	令和8年9月25日	12:00
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。	
担当部署連絡先	電 話 番 号	0594-42-5012
	F A X 番 号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp
担当職員	経理課 荒木 悠太	

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>
より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課 荒木 悠太			
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

揖斐川・長良川総合管理所外空調設備点検等業務

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例) くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1